

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 29 回 総 会

平成 29 年 7 月 10 日

第29回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年7月10日(月)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 大 橋 秀 行

山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇

小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) なし

(事務局) 事務局長 吉井 敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1)非農地証明願いについて

2. その他

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第29回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、10番岡田委員、11番室谷委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第29回総会総括表、3条所有権の移転は、1件で畑425㎡、計425㎡でございます。5条所有権の移転は、3件で田306㎡、畑658㎡、計964㎡でございます。5条使用賃借権の設定は、1件で畑374㎡、計374㎡でございます。承認事項といたしまして、非農地証明願いは、1件で畑324㎡、計324㎡でございます。合計は、6件で田306㎡、畑1,781㎡、総合計は、2,087㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町小森字栗須地■■■■番■■■、台帳畑、現況休耕、面積46㎡ほか計3筆425㎡でございます。譲渡人は、津市■■■■さん。理由は空き家と同時に農地を譲渡したいということでございます。譲受人は、大阪府四条畷市■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は、0年です。通作距離又は時間は、空き家から1分です。世帯員等従事者は、1人です。理由は、空き家と農地を同時に取得するというでございまして。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。なお、6月30日に現地において申請者からの聞き取り調査済みです。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いい

たします。所有権移転の1番について、紀和町お願いいたします。

21番（福岡委員） 21番、福岡です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

事情は事務局から説明があったとおりでございます。6月30日に農地部会長、副部会長と現地調査をいたしました。売渡人の■さんは、お墓もなにもかも遺言によって津の方へ引き上げたので、家を売りたいということでした。孫たちもだれも来たくないと言っており、どうしても売りたいということで、格安で大阪の■■■■■さんに譲渡しをすることになりました。通作距離は空き家から1分ということになっておりますが、これは■■■■■さんの家の隣を購入するというので、この方は夫婦ともお母さんがまだおりまして、今は病院に入っておりますが、年に3、4回帰って来られている方で、自分の家は弟に譲り、自分は2年ほどしたらこちらに来て住みたいということで購入を決めたそうです。畑の方は柿の木がきれいに植わっておりまして、下も草も刈らなくていいような状態で、周りも茶ノ木が大きくなり、立派な畑になっておりました。隣近所の人に迷惑がかからないように草だけは年に2、3回来て刈ってくれるということで、旦那さんがそういうことをするのが好きなようで、最低でも2年くらいで帰ってきたいとのことでした。地元としては大変喜ばしいことと思っておりますので、みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よ

ろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字井土■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積160㎡ほか計2筆193㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■■さん。譲受人は、千葉県船橋市■■■■さん。使用貸借者のみ、井戸町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅及び進入路用地で、住宅2階建て1棟、建築面積73.19㎡を新築、持ち分3分の1の進入路33㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、井戸町字井土■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積184㎡ほか計2筆217㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■■さん。譲受人は、井戸町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅及び進入路用地で、住宅2階建て1棟、建築面積61.42㎡を新築、持ち分3分の2の進入路33㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、井戸町字劔屋■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積132㎡ほか計7筆554㎡でございます。譲渡人は、愛知県名古屋市■■■■さん。譲受人は、井戸町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、建売分譲用地で、宅地・山林と一体利用するという事で、3区画1,332.83㎡、建築面積は166.49㎡、進入路165㎡、駐車場50㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建物確約書、土地造成図、建物平面図、資金証明書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

農地法5条の規定による使用貸借権の設定について1番、有馬町字古城■■■■番■■■■、台帳畑、現状休耕、面積374㎡でございます。貸渡人は有馬町■■■■さん。借受人は久生屋町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅平屋建て1棟、建築面積141.60㎡を新築するという事でございます。添付書類としましては位置図、現況図（案内図）、土地利用計画書、建築確約書、■■■■さんの同意書、土地使用貸借

契約書の写し、建物平面図、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番、3番、使用貸借権の設定についての1番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番から3番について、井戸町お願いいたします。

7番（松田委員） 7番、松田です。

1番から3番まで続いて説明させていただきます。

第2号議案の第5条所有権転用の1番と2番について説明いたします。

6月30日に農地部会長、副部会長、事務局2名、森岡委員と6名が調査をいたしました。転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、住宅を建築するもので、1番の譲受人は千葉県に在住の方で、熊野市井戸町に住所を有する姉に貸すことを目的に、井戸町に在住の譲渡人から譲り受けるものであります。今回住宅を建築すると共に進入路も設置し、進入路部分は持ち分を設定して共有名義にし、議案の2番と共に申請するものであります。現地は、地図にありますように県道七色峡線沿いにある井戸町の焼き肉なんき交差点を有馬町側に120m入った交差点を右折して80mほど進んだところにあります。申請地の周辺ですが、隣接する農地は無く前面には市道があり、後ろ側は住宅転用予定地となります。進入路については、持ち分3分の1として使用することになっております。2番の案件につきましても、譲渡人は1番と同じ方で、譲受人は井戸町在住の方で住宅建築と進入路を設置するものでございます。後ろ側は用悪水路で高さがあります。進入路は持ち分を設定し、持ち分は3分の2として使用いたします。この案件につきましては、2棟とも建築後家庭排水は合併浄化槽を設置し、市道側の側溝に放流するという事で周辺農地への影響は少ないと思われれます。

続きまして所有権移転の3番について説明いたします。転用の目的は先ほど事務局より説明があったとおりで、建売分譲を目的に住宅を3棟建築するもので、譲受人は熊野市井戸町に事務所を有する[REDACTED]が、名古屋市に在住の譲渡人から譲り受けるものでございます。現地は県道七色峡

線沿いにある大馬神社から井戸川沿いに120m進んだ場所にあります。現状は県道七色峡線から進入路が小さな谷沿いに沿って下から4段の休耕田になっており、今回利用するのは一番下以外の3段で、一番下側の七色峡線沿いの農地は水路で区切られており同じく休耕田となっております。転用する一番上側の休耕田と宅地とは同じ高さで、古い住宅が2棟建っていますが、取り壊し土地造成をして、宅地と山林の一部を合わせて一体利用し、住宅のほかに駐車場と進入路を設置することになっています。家庭排水は3棟共に合併浄化槽を設置し、谷側に放流するという事で農地周辺への影響はないと思われまふ。このことから議案第2号の1番から3番について、地元委員として調査の結果、何ら問題ないと思ひますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします

議 長 次に、使用貸借権の設定の1番について有馬町お願いいたします。

10番(岡田委員) 10番、岡田です。

第2号議案農地法第5条の規定による使用貸借権の設定について説明させていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請目的は住宅用地でございます。現地は海岸寺の横の踏切を渡ってもらって北へ100mくらいのところを西へ50mほど入ったところでございます。周囲には畑やミカン畑などがあり、住宅も点々としております。紀勢線の線路のすぐ横というところでございます。借受人の■■■■さんの妻が貸渡人の■■■■さんの娘ということですので。隣の■■■■さんからの同意書も出ており、地元委員としても特に問題はないと考えております。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(多川委員) 1番、多川です。

第2号議案の農地転用の許可申請の1番、2番、3番でございますが、地

元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。それと第2号議案の使用貸借権の設定についても、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

議長 次に承認事項1 非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字井土[REDACTED]番、台帳畑、現況宅地、面積324㎡でございます。出願者は井戸町[REDACTED]さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和36年に願出人の父親が隣接地住宅を建築し、庭として使用していたということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図(案内図)、昭和56年撮影の航空写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項1については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、井戸町お願いいたします。

7番(松田委員) 7番、松田です。

非農地証明願いの説明をさせていただきます。

6月30日に現地調査を行いました。願い出の目的は、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。現地は県道鶉殿熊野線有井トンネルを井戸町側に出て100mほど行った右カーブの道路沿いの下にあります。願い出し人は井戸町在住で、昭和35年に父が住宅を建設してから庭として利用しており、固定資産税も宅地並みとなっております。農業委員会の農地台帳でも現況が宅地と記載されており、昭和56年の航空写真でも住宅敷地となっていることから、地元委員としては調査の結果なんら問題ないと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認につい



ては特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長　　ございませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員）　　1番、多川です。

地元委員の言うとおりの何ら問題ないと思います。

先ほど説明の中で昭和35年と言っていましたけど、この書類には36年となっておりますが、どちらが正しいのですか。

農政係長　申請書を確認したところ昭和36年となっておりますので、昭和36年が正しいということです。

議長　　農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項1非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

議長　　なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局　　それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

最初に、三重県農林水産部担い手支援課から、女性農業者の活躍推進・登用促進について説明させていただきたいとの依頼がありましたので、この後、総会を閉じた後にしばらく時間をいただきまして、担当者から説明をしていただきますので、よろしく申し上げます。次に、6月総会の連絡事項でお願いいたしました熊野大花火大会の協賛金にご協力いただけます方は、事務局までお願いいたします。

次回の現地調査ですが、8月1日、火曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしく申し上げます。

また、次回の第30回総会は、8月10日、木曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますのでよろしくお願

たします。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第29回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時55分)

議事録署名委員

10番委員

11番委員

会 長